

中札内村文化振興奨励事業補助金の交付申請について

(平成 27 年 4 月 1 日改正)

中札内村教育委員会

中札内村では、住民の皆様が自主的に行う文化・芸術振興事業を支援するために、予算の範囲内で事業費の補助を実施しています。

1. 補助対象事業

中札内村の文化・芸術の振興に寄与するもので、おおむね次の事業を対象とします。

- (1) 文化・芸術の振興のための研修調査
- (2) 講演会、展覧会、公演、演奏会等の開催
- (3) 講習会、講座等の開催
- (4) 伝承文化の継承・保存
- (5) その他教育委員会が適当と認める事業

2. 補助対象経費

賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、負担金（交流会費・懇親会費を除く）、その他教育委員会が適当と認める経費を対象とします。ただし、需用費のうち、食糧費（団体等の事業が交流を目的とするものは除く）は原則補助対象外経費とします。

3. 経費の補助

事業区分	補助率	限度額
文化・芸術の振興のための研修調査	補助対象経費の 1/2 以内	50 万円
講演会、展覧会、公演、演奏会等の開催	補助対象経費の 4/5 以内	150 万円
伝承文化の継承・保存		
講習会、講座等の開催	講師謝礼相当額	1 講座 1 回につき 村内講師 5 千円 村外講師 1 万円 1 講座 2 回以上の場合 村内講師 1 万円 村外講師 2 万円

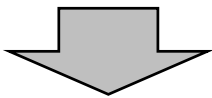
同一の事業に対する補助は同一年度内に 1 回までとします。（講習会、講座等の開催を除く）

4. 申請の流れ

① 申請書の提出

原則として事業実施の1か月前までに、必要書類を添えて「補助金等交付申請書（第1号様式）」を教育委員会へ提出してください。

〈添付書類〉事業計画書（事業実施要項等がある場合は添付）、収支予算書など

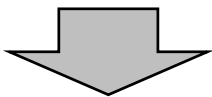


② 交付決定

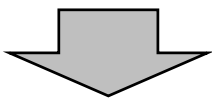
毎月開催される定例教育委員会（会議）で交付決定を行います。決定後、「補助金等交付決定通知書（第2号様式）」を申請者に送付します。

※事業内容に大幅な変更がある場合はすみやかに「補助金等変更承認申請書（第3号様式）」を提出してください。

※事業実施前に概算払いを受けようとする団体等は、「補助金等概算払申請書（第5号様式）」を提出してください。決定後、補助金を交付します。



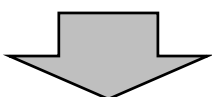
③ 事業実施



④ 実績報告

事業が終了しましたら、すみやかに「補助金等実績報告書（第8号様式）」を提出してください。

〈添付書類〉事業の成果報告書、収支決算書など



⑤ 補助金の額確定

書類を審査し、「補助金等の額確定通知書（第9号様式）」を送付します。

※決定後、補助金を交付します。

※概算払いを受けている場合で、余剰金が発生したときは「補助金等の返還通知書」を送付しますので、指定の期日までに返還してください。